

はじめに

1. 計画策定の背景と目的

川西町では、平成7年をピークに人口減少が続いており、国立社会保障・人口問題研究所による推計では、今後しばらくは総人口の減少と高齢者の増加が続き、その後は総人口、高齢者共に減少していくことが予測されています。人口減少が進むと、町民サービスが低下し、町民にとって住みにくくなり、更なる人口減少を招くという負のスパイラルに陥る可能性が高まります。その結果引き起こされるまちの活力の低下は、町民生活に大きな影響を与えることとなります。

一方で、本町は非常にコンパクトな町域を形成しており、地形的にも平坦なため、生活しやすい環境を有しています。また、西名阪自動車道の大和まほろばスマートインターチェンジに近く、大阪・名古屋へのアクセスもよいことから、唐院工業団地をはじめとした町内の工業団地への評価が高まっています。さらに、一度は途絶えていた結崎ネブカが復活し、川西町の家庭の食卓に並ぶまでになっており、知名度も少しずつ高まっています。

平成26年に「都市再生特別措置法」が改正され、住宅や医療、福祉、商業施設などの生活利便施設の立地の適正化を図るため、これらの施設を一定の区域に誘導するための「立地適正化計画」を定めることができるようになりました。

本町は、もともとコンパクトな都市構造をしていることから、居住や都市機能を一定の区域に誘導し都市機能の維持を図ることで、周辺地域の生活環境の維持にも効果が及ぶものと考えられます。さらに、平坦な地形を活かした、歩いて暮らせるまちづくりを推進することで、高齢者の健康増進にもつながることが期待されます。

人口減少社会において、住民の生活を守り、まちの活力を維持していくためには、生活サービス機能の維持を図ることが大切になってきます。同時に、まちの魅力を高めて交流人口を増やしていくことも重要となってきます。

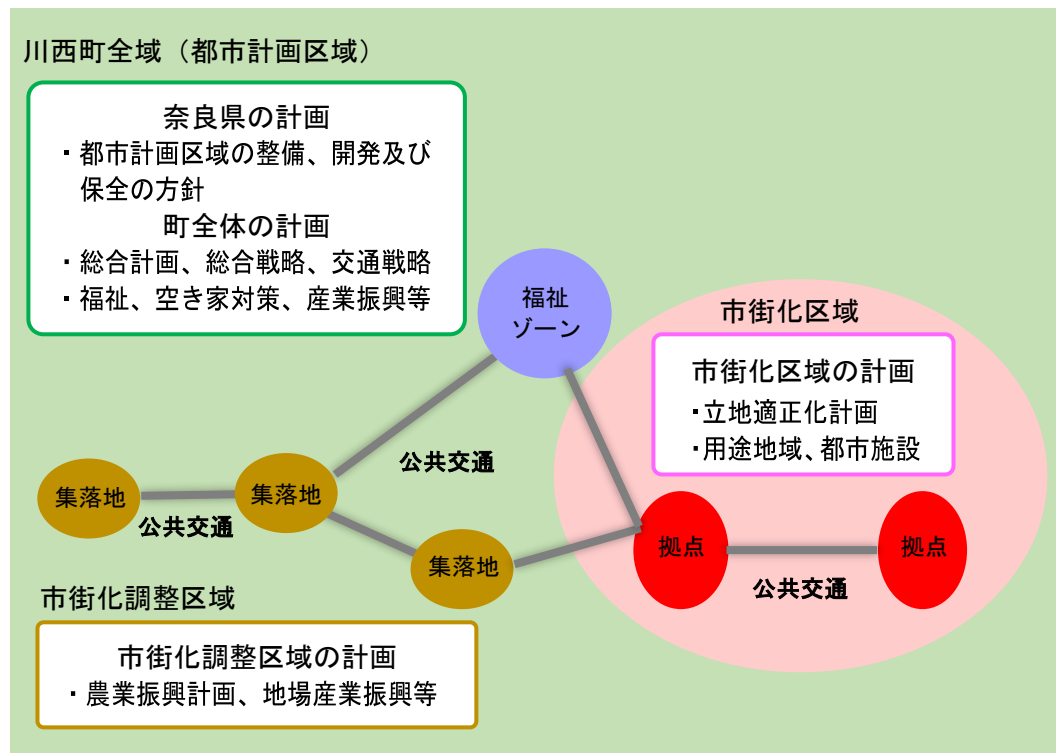
川西町が少子高齢化・人口減少社会の中で、一定の住民サービスを確保しつつ、地域活力・賑わいを確保していくことを目的として、本町では平成29年3月に「立地適正化計画」を定めました。

その後、令和2年6月に都市再生特別措置法が改正され、近年の自然災害の頻発化・激甚化等を踏まえて、立地適正化計画の新たな記載事項として「防災指針」が位置づけられたことから、本計画の改定を行い、「防災指針」を定めることとしました。

2. 計画の対象と位置づけ

立地適正化計画の対象区域は「都市計画区域全域」を対象としますが、居住誘導区域、都市機能誘導区域は市街化区域内に設定します。

ただし、すべての都市機能や居住を一極集中させる主旨のものではなく、住居や施設を強制的に移転させるものでもありません。長期的な視点で市街化区域への都市施設の立地や居住を促進し、将来的にも持続可能な町の骨格を維持することを目的としています。このことにより、市街地周辺に居住する方も含めた住民全体の生活利便性確保を目指しています。



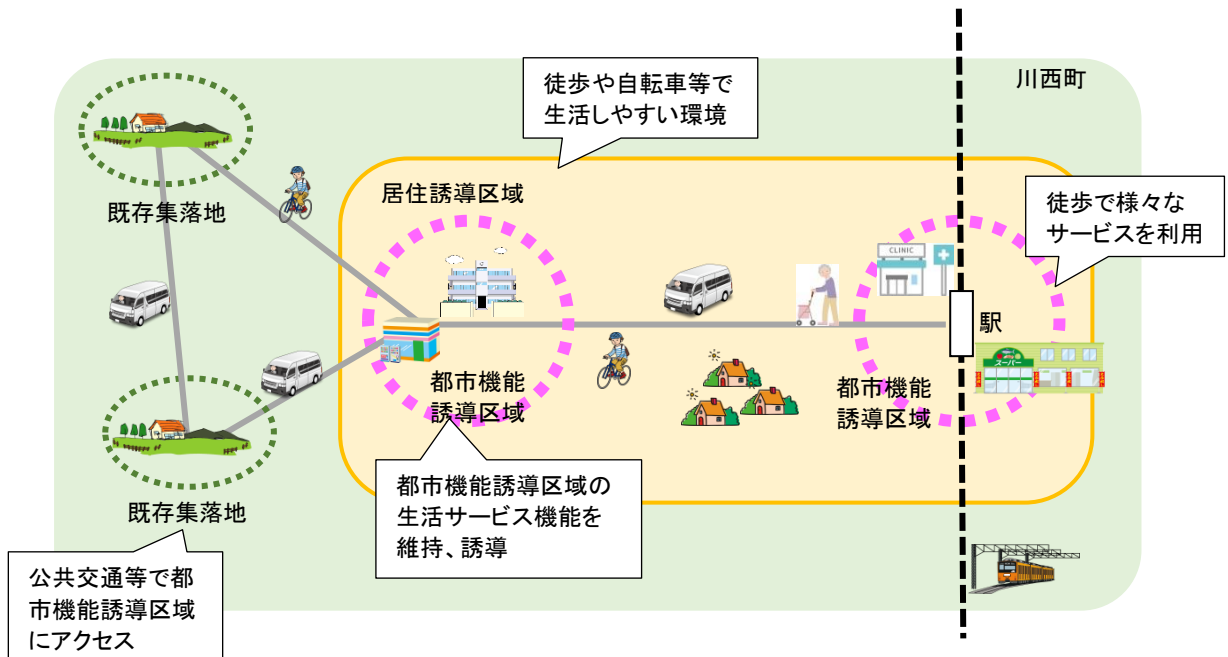
3. 計画の意義

■ 居住や都市施設立地の適正化により見込まれる効果

- 日常生活サービス機能が維持・確保された都市機能誘導区域を定めることで、周辺地域における居住の促進に繋がります。
- 町域そのものがコンパクトなことから、居住誘導区域外の既存集落地についても、公共交通と一体となったまちづくりを進めることで、生活サービスの持続性が向上し、将来的にも日常生活の利便性が維持されます。
- 高齢者が歩いて買い物等に出かけることができることで、高齢者の健康維持につながり、社会保障費の抑制や地域コミュニティの活性化等に繋がります。
- 暮らしやすい都市環境が形成されることで、まちとしての魅力が向上し、企業誘致が促進され、雇用の場が創出されます。

■立地適正化計画と持続可能な生活イメージ

| | | 居住誘導区域 | 居住誘導区域外の 既存集落地 |
|---------|---|---|---|
| | | 都市機能誘導区域 | |
| 日常の生活環境 | <ul style="list-style-type: none"> 徒歩で様々な日常生活のサービスを利用できる | <ul style="list-style-type: none"> 徒歩や自転車、公共交通により、都市機能誘導区域にアクセスでき、様々な日常生活のサービスを利用できる | <ul style="list-style-type: none"> 公共交通や自転車、自動車を利用して都市機能誘導区域にアクセスすることで、様々な日常生活のサービスを利用できる |
| | 移動環境 | <ul style="list-style-type: none"> 公共交通が利用しやすい区域であり、過度に自動車に頼ることなく日常生活が営める | <ul style="list-style-type: none"> 運転できる人は、自動車による移動が主体となるが、自動車を自由に使えない人は、コミュニティ交通等により日常生活をサポート |



4. 計画の目標年次

本計画の目標年次は令和22年（2040年）とします。